

熊本県介護サービス情報の公表に係る事務の実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めがあるものの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(介護サービス情報の報告に関する計画等)

第2条 施行令第37条の2第1項の規定による知事が毎年定める報告に関する計画を策定し、公表するものとする。

2 計画の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 計画の基準日 次号において定める計画の期間の最初の日
- (2) 計画の期間 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- (3) 施行規則第140条の43第1項に規定する介護サービス事業者（法第115条の35第1項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。）ごとの報告の提出先 熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課
- (4) 前号の報告の方法 紙面又は電磁的方法
- (5) 対象となる介護サービス事業者等の欄に掲載する事項 介護保険事業所番号、事業者等の名称、報告提出期限及び公表を行う月
- (6) 介護サービス事業者ごとの報告の受理の開始時期 報告提出期限の2週間前
- (7) その他調査事務及び情報公表事務の実施において必要な事項

(介護サービス情報の報告及び受理)

第3条 県は、介護サービス事業者から報告される介護サービス情報（法第115条の35第1項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。）について、未記入事項等がないこと等を確認し受理する。

- 2 前項の介護サービス情報の報告は、「介護サービス情報の公表」制度の施行について（平成18年3月31日付け老振発第0331007号厚生労働省老健局振興課長通知）の別添1、別添2及び別添3により行うものとする。
- 3 法第70条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護サービス事業者であって計画の基準日以降において新たに介護サービスを提供しようとする介護サービス事業者は、介護サービスの提供を開始した翌月末日までに法第115条の35第1項の報告（以下この条において「報告」という。）を行うこととする。

4 第2項の規定にかかわらず、計画の基準日以降に法第41条第1項、法第42条の2第1項、法第46条第1項、法第48条第1項第1号、法第48条第1項第3号、法第53条第1項、法第54条の2第1項若しくは法第58条第1項の規定による指定又は法第94条第1項の規定による許可（以下「指定等」という。）を受けた介護サービス事業者（介護保険法施行規則第140条の29に規定するサービスを提供しない場合を除く）は、指定等を受けた日現在の内容について報告を行うこととする。

（調査の実施等）

第4条 県は、調査指針に基づき調査を行うものとし、自ら希望して調査を申し出た事業者の調査に対しては、当該事業者と調査日時を協議し、調査日及び調査を行う者の氏名等を通知する。

2 調査の時点は、介護サービス事業者が法第115条の35第1項の規定に基づき県に報告する介護サービス情報を作成した日（記入日）とする。また、過去の実績等の調査対象期間は、介護サービス情報の作成日（記入日）の前1年間とする。

3 調査の終了時においては、調査結果について事実誤認がないこと及び調査結果が公表されることについて別記第2号様式により介護サービス事業者の同意を得る。

（公表情報の訂正）

第5条 介護サービス事業者は、公表した介護サービス情報について訂正が必要なときは、速やかに県に報告する。ただし、介護サービス事業者が介護保険法施行規則第131条、同規則第131条の13、同規則第133条、同規則第135条、同規則第137条、同規則第140条、同規則第140条の22及び同規則第140条の30の規定による変更の届出等を行った次の事項については、県への変更の届出をもって公表情報の訂正を報告したものとみなす。

（1）法人等に関する情報（名称、所在地、電話番号及びFAX番号）

（2）代表者に関する情報（職名及び氏名）

（3）事業所に関する情報（名称、所在地、電話番号及びFAX番号）

2 県は、施行規則別表第1の事項及びその他の事項について、確認を行った後に公表する。

（手数料）

第6条 介護サービス情報の公表の調査事務及び公表事務に関する手数料は、熊本県手数料条例で定めるところによる。

2 自ら希望して調査を申し出た事業者は、調査指針に基づき調査申請書を提出する際に、調査事務手数料を県に納付する。

(相談、苦情等対応窓口の公表)

第7条 県は、利用者及び介護サービス事業者等からの相談、苦情等に対応する窓口及び担当者を定め公表する。

(公表情報に対する相談、苦情等の受付及び再調査)

第8条 県は、公表された介護サービス情報についての相談、苦情等を受け付け、施行規則別表第1及び別表第2に係る情報について確認が必要な場合は、当該介護サービス情報の報告を行った介護サービス事業者に照会を行う。

2 前項により照会又は調査を行った結果、介護サービス事業者から適切な説明が得られた場合は、相談、苦情等を申し出た者に説明し、介護サービス事業者から適切な説明が得られなかった場合は、知事は、法第115条の35第4項の規定に基づく報告の内容の是正命令等の対応について検討する。

(相談、苦情等対応経過の記録等)

第9条 県は、第7条に規定する窓口で相談、苦情等があった場合、その内容及び対応経過を記録する。

(普及啓発及び利活用の推進)

第10条 県は、本制度の普及啓発及び利活用の推進に努めるものとする。

附 則

この基準は、平成18年6月29日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年7月28日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年6月4日から施行する。ただし、第6条の2については、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

(別記第2号様式)

(事業所等同意確認欄)

年 月 日

調査結果に事実誤認が無いこと及び本調査結果を公表することについて同意いたします

事業所等の名称		
本調査に係る代表職 名及び氏名		印